

令和3年8月20日

関係各位

香川県商工労働部産業政策課

緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）  
における対策の要請等について

本県では、7月下旬以降の感染拡大の状況に応じて、順次対策期を移行し、8月9日から、最も高い警戒レベルの「緊急事態対策期」に位置付け、最大限の感染防止対策についてご協力いただいているところです。

しかしながら、本県の新規感染者数は、増加傾向が収まらず、感染のピークがなお見えない状況にあり、昨年来の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、本県としては、これまでにない最大の危機的な状況と受け止め、本県をまん延防止等重点措置区域に加えることを国へ要請し、決定されたところです。

この度、本県のまん延防止等重点措置については、実施期間を8月20日（金）から9月12日（日）までの24日間、措置区域を高松市としました。

具体的な対策としては、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える大規模集客施設等について、高松市内は、営業時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とし、高松市以外も同様の時間での協力要請を行います。建築物の床面積の合計が1,000㎡以下の施設等については、営業時間を午後9時までとする協力依頼を行い、入場者の整理・誘導などによる感染防止対策の徹底等を依頼します。なお、営業時間短縮にご協力いただいた建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える大規模集客施設等の事業者の皆さまには、協力金をお支払いすることとしております。

イベントの開催については、人数5,000人以下（屋内）とする協力要請に加えて、県内全域で、開催時間の短縮（午後9時まで）の協力を要請します。

また、現在実施している高松市内の飲食店への営業時間短縮の協力要請（第5次）については、8月19日までとなり、重点措置の期間である8月20日から9月12日までの間は、特措法第31条の6第1項に基づく要請となります。営業時間は現行と変わらず、午前5時から午後8時までですが、酒類の提供は客の店内持込を含め停止し、行わないよう、またカラオケ設備についても利用の自粛を要請することとなります。

なお、かがわ安心飲食店認証制度の認証店は、第5次の協力要請では通常営業又は営業時間短縮の選択制が適用されていますが、重点措置の期間は選択制が適用されず、営業時間短縮の要請を行うこととなります。当該要請に全面的にご協力いただいた飲食店には、協力金をお支払いいたします。

今回（第6次）の時短要請に係る第6次の営業時間短縮協力金については、第2次から第5次の協力金と同様に、前年度又は前々年度の一日当たりの売上高に応じた算定となります。

が、酒類の提供の禁止など、まん延防止等重点措置の適用を受けた要請内容となっていることから、協力金の金額を売上高方式で算定する場合には、一日当たり3万円から最大10万円までとなります。

なお、第6次の協力金については、中小企業・個人事業主の皆さまに限り、これまで（第1次～第4次）の営業時間短縮協力金の受給実績があり、今回も8月20日から9月12日までの間、営業時間の短縮要請に、全面的にご協力いただける高松市内の飲食店の皆さまへ、協力金の一部を前払いする制度を創設します。制度詳細は、現在検討中につき、申請受付開始日を含め、8月下旬に公表します。

飲食事業者の皆さまにこのような要請を行うことは、大変心苦しいところではありますが、このたび、感染拡大を何としても抑えるため、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、県民の皆さまに対しては、引き続き、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の協力を要請するとともに、営業時間の変更を要請した時間（午後8時）以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、協力を要請します。

事業者の皆さまに対しては、在宅勤務（テレワーク）、オンライン会議などの積極的な活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進するよう協力を依頼します。

つきましては、貴社（団体）におかれまして、「緊急事態対策期（まん延防止等重点措置の実施期間）における対策」（資料1）、「香川県まん延防止等重点措置」（資料2）及び「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」（資料3、別紙1～4）を職員の皆さま及び関係先へご周知いただくとともに、感染防止対策の徹底につきまして、ご協力をお願いいたします。

○お問い合わせ先  
香川県商工労働部産業政策課  
担当 景政・佐藤  
TEL 087-832-3350